

市報

とおがまち

3/19

—機構改革特集号—

四月一日から、市の機構改革が行われ、仕事の流れや所管が大幅に変わります。

市長部局に、総務部、市民部、経済部、建設部の四部を新設し二十三あった課を十九に、五十あった係を三十九にそれぞれ減らし、組織を大よりのものにした。これによって、組織の肥大化にともなう経常経費の節減をはかり、横の調整機能を強化し、事務処理の迅速化を目的とした現場解決型の組織です。機構改革の要点と新しい仕事の分担をお知らせします。

企画・広報・広聴

統計部門を集中

総務課企画広聴係に、企画、広報広聴、統計部門の業務を集中し、市の基本的施策の方向を見出し、市の基本という考え方を、従来の商工課統計係は名称がなくなり、この係に包含されることになりました。また、この係が、昨年から実施している「市民と語る日」を担当します。

市営住宅関係部門を集中

市営住宅の入居関係は、従来社会福祉事務所を担当していましたが、建て替えや修繕などの関係もあり、市営住宅関係の仕事一切は、建設部建設課建

の係が、昨年から実施している「市民と語る日」を担当します。

築住宅係で行います。

商工課に新たに

工業労政係を設置

最近の市内の雇用状況や労政関係の業務を行うため、新たに経済部商工課に工業労政係を設置しました。労働基準監督署や職業安定所とのタイアップで、労働関係を担当するとともに、工業関係の振興を所管します。

公園、児童遊園地関係

の集中

公園、都市公園、児童遊園地などの区分により社会福祉事務所、環境課、建設課に分散していましたが、都市計画係を充実し、建設部建設課都市計画公園係とし、業務を集中します。総合計画に組まれた自然公園や近隣公園などの計画、実施などの

担当になります。なお、六箇地区に予定されている森林公園は、林業振興の立場から、ここからはのぞかれ、経済部農林課耕地林務係で担当します。

苗場山ろく開発関係を

農林課に含め本庁に

従来、苗場山ろく開発関係は単独の室を設置し、水沢出張所内で執務していましたが、総合的な農業施策の調整を図るため、今回農林課に再統合し、執務場所も本庁に移しました。

社会教育課、公民館

勤労青少年ホームの集中

商工課が所管していた勤労青少年ホームを、公民館活動との関連を重視し、公民館に所管がえしました。また、従来教育委員会議事務局として本庁にあった

社会教育課のうち体育以外の部門を公民館に移し、今後、それぞれの役割分担を適切に調整し、さらに多くの方々からご利用いただけるよう考えています。

それだけの意義や利用方法などの変更を意味しているものではないので、従来以上に積極的な利用をお願いします。

体育部門を独立し

体育課を新設

前述のとおり社会教育課のうち体育以外の部門を公民館に移し、これからの行政の大きな柱となる体育部門を充実強化するため、体育課を新設しました。農業者年金、児童手当などの所管がえ

今まで、農業者年金は農業委員会で、児童手当と児童扶養手当は社会福祉事務所で所管していましたが、国民年金と密接な関係がありますので、これらを年金係に集中し、窓口で一括お世話をしようとするものです。

出張所について

当初機構改革案を発表した時には「各出張所機能の変更」がうたわれていましたが、現在機械力の導入を含め、先進市の視察検討を行っている段階です。そのため、四月からただちに機能変更は行いませんのでお間違いないようお願いいたします。なお、実施段階では、あらためてお知らせいたします。

機構改革の実施にあたって

市長 諸里 正典



自治に対する市民の皆さんの要求は日毎に多様化し、更にその密度の高さを求めています。私をはじめ四百七十余名の職員は、いまこそ一丸となって、その要求に可能な限りの確にこたえてゆかねばと考えています。今回、市議会議員の方々は

自治に対する市民の皆さんの要求は日毎に多様化し、更にその密度の高さを求めています。私をはじめ四百七十余名の職員は、いまこそ一丸となって、その要求に可能な限りの確にこたえてゆかねばと考えています。今回、市議会議員の方々は

自治に対する市民の皆さんの要求は日毎に多様化し、更にその密度の高さを求めています。私をはじめ四百七十余名の職員は、いまこそ一丸となって、その要求に可能な限りの確にこたえてゆかねばと考えています。今回、市議会議員の方々は

自治に対する市民の皆さんの要求は日毎に多様化し、更にその密度の高さを求めています。私をはじめ四百七十余名の職員は、いまこそ一丸となって、その要求に可能な限りの確にこたえてゆかねばと考えています。今回、市議会議員の方々は

自治に対する市民の皆さんの要求は日毎に多様化し、更にその密度の高さを求めています。私をはじめ四百七十余名の職員は、いまこそ一丸となって、その要求に可能な限りの確にこたえてゆかねばと考えています。今回、市議会議員の方々は

現場解決型の行政組織に

—4部、19課、39係で対応—

市民部

市民部は、市民生活課、保健衛生課、社会福祉事務所の三課で構成されています。

改正の主な点は、農業者年金、児童手当、児童扶養手当を国民年金との密接なつながりを考慮して年金係に一本にまとめたこと。

従来の養老課は環境係になり、公園関係の管理を建設課に一本にまとめ、電波障害や防犯灯の設置などの仕事が増えました。保健課は、保健衛生係と名称変更しましたが仕事は従来どおりです。

市民生活課 (一階北側)

- （市民係）
- 戸籍関係届、戸籍謄本、抄本、証明書交付
- 死産の届出
- 埋火葬の許可、火葬場、霊柩車の使用申請
- 人権擁護委員に関する事
- 印鑑登録、証明
- 主食の配給に関する事
- 国民健康保険の被保険者証の交付などに関する事
- 助産費、葬祭費の支給申請
- 自衛官募集
- 外国人登録
- 市民相談、行政相談及び市民案内
- （年金係）
- 国民年金、福祉年金の適用、給付、保険料の徴収
- 児童手当、児童扶養手当
- 農業者老齢年金、経営委員年金、離農給付金について
- 年金相談

保健衛生課 (一階東側)

- （環境係）
- 雪害関係一切
- 積雪などの気象観測
- 冬期保安要員
- 公害に関する事
- 廃棄物の処理および清掃
- 下水道、汚水溜改良工事
- 市街地消毒、公園の清掃消毒
- 衛生組合に関する事
- 鳥獣保護、動物の愛護
- 墓地、火葬場に関する事
- 電波障害等テレビ難視聴対策
- 交通安全全般に関する事
- 防犯灯の設置
- 駐車場設置資金の融資
- 交通災害共済組合事務
- （保健衛生係）
- 疾病予防および医療対策
- 母子保健
- 妊産婦、乳児医療費助成
- 予防接種
- 伝染病予防及び伝染病舎組合
- 血液対策

社会福祉事務所 (一階東側)

- 看護婦などに修学資金貸付
- 保健センター
- 精神衛生
- （国保係）
- 国民健康保険の保険給付
- 国民健康保険の賦課及び調定
- 日雇労働者健康保険
- （福祉係）
- 児童福祉に関する事
- 保育所に関する事
- 老人福祉に関する事
- 家庭児童相談室
- 老人家庭奉仕員
- 社会福祉協議会
- 日赤支部および共同募金
- 原水爆禁止
- 民生委員、保護司
- （福祉係）
- 生活保護、身体障害者、精神薄弱者福祉に関する事
- 旧軍人、軍属などの恩給
- 母子福祉に関する事
- 身体障害者家庭奉仕員
- 行路病人および同死亡人
- （保育所）
- 保育に欠ける乳幼児の保育

総務部

総務部は、総務課、財政課、税務課の三課で構成されています。

企画財政課が、企画部門と財政部門に分かれ、企画部門は、商工課統計係と一緒に総務課企画広報係になり統計係の名称はなくなりました。また、秘書係と職員係が統一され人事秘書係になりました。財政部門は物品購入関係の仕事を加え、財政課になりました。税務課の仕事は、ほぼ従来どおりです。

総務課 (二階東側)

- （行政係）
- 市政事務嘱託員に関する事
- 市議会の招集、議案の作成
- 市町村の廃置分合、境界変更
- 区域名称変更に関する事
- 防災対策
- 庁舎管理
- 文書関係全般
- （人事秘書係）
- 市長秘書
- 職員の採用など人事全般
- （企画広報係）
- 市行政の総合企画、調査
- コミュニケーションに関する事
- 国勢調査など統計全般
- 市報など市の刊行物の発刊
- 市民と語る日の実施
- 地下水などの水資源利用調査
- 土地利用計画及び地価公示
- 北越北線
- 地域集会所施設助成

財政課 (二階東側)

- （財政係）
- 予算編成
- 建設関係工事及び各種委託契約などの締結
- 庁用物品や原材料の購入
- 市債、地方交付税
- （管財係）
- 市有財産（道路、水路を除く）の取得、管理、処分
- 土地開発公社に関する事
- （国土調査係）
- 国土調査事業

税務課 (一階南側)

- （管理収納係）
- 市税の徴収
- 国民健康保険料の徴収
- 納税組合に関する事
- 市税の異議申立について
- 市税証明（固定資産税を除く）
- 軽自動車税の賦課及び調定
- （市県税係）
- 市民税の賦課及び調定
- 農業所得標準の作成
- （固定資産税係）
- 固定資産税、都市計画税の賦課及び調定
- 固定資産課税台帳の整備閲覧
- 特別土地保有税について
- 土地、家屋台帳、地籍図などの整備保管
- 固定資産に係る証明

経 済 部

経済部は、商工課と農林課で構成されています。他に、農業委員会の仕事が関係してきます。

昔場山ろく開発の仕事が農林課に含められ、総合的な農林行政が行われます。商工課の中に工業労政係が新設され、織物業などの振興、労政、雇用問題などを担当します。商工課にあつた統計係はなくなり、統計部門は企画広報係が担当します。

農業委員会の仕事から、農業者年金、出稼対策などがのぞかれました。

商 工 課 (二階西側)

- 工業労政係
 - 織物業などの振興
 - 工業立地、工業再配置計画
 - 労政および雇用に関すること
- 認定職業訓練施設
- 運輸、通信の改善促進
- 商業観光係
 - 商業振興の助長
 - 中小企業の金融
 - 観光
- 物産の販路拡張、紹介宣伝
- 消費生活、計量器について

農 林 課 (二階西側)

- 農業振興係
 - 農業の振興全般
 - 水田再編対策に関すること
 - 特産、養蚕、畜産、水産振興
 - 農林統計および各種調査
 - 流通、価格安定対策
 - 出稼き者対策
- 建設課
 - 市有建築物(電気設備含む)の調査、設計、施行、維持管理

建 設 部

建 設 課 (二階西側)

- 建築住宅係
 - 市有建築物(電気設備含む)の調査、設計、施行、維持管理

農 業 委 員 会 (二階西側)

- 耕地林務係
 - 土地改良事業の振興、指導
 - 圃場整備、農地造成、開墾
 - 農業用機械の貸付及び管理
 - 農業用水利権の調整
 - 造林事業など林業振興全般
 - 伐採許可申請および届出
 - 治山事業
- 優良農地の確保と有効利用
 - 農地に関する紛争についての和解、仲介
 - 農業後継者対策
 - 農地の集団化と経営規模拡大のための農地保有合理化
 - 農業所得課税標準の適正化

- 林道の計画、開設、補修
- 農業後継者の育成
- 土地改良区など関係団体
- 森林公園に関すること
- 苗場山ろく開発係
- 総合農地開発事業計画の策定および、開発事業の促進

下 水 道 課 (二階西側)

- 管理係
 - 公共下水道事業の促進
 - 受益者負担金
 - 下水道事業特別会計
- 事業係
 - 公共下水道の事業計画
 - 公共下水道施設の建設(測量設計、監督など)
 - 公共下水道施設の維持管理に関すること

コミュニティ育成のため 集会施設に助成制度新設

「コミュニティ活動の拠点になる地域集会施設が欲しい」という要望が、地区広聴会や市民と語る日で多く出されました。さきごろ策定された市総合計画の中でも、コミュニティの育成は、重点施策として位置づけられています。



これらを受けて、市では、五十五年度から、地域集会施設建設費等助成事業をスタートさせます。これは、市の単独事業で地域の集会施設の建設費に市が助成(補助、融資)をして、地域住民の融和と連帯意識の高揚と福祉の向上に寄与しようというものです。

補助金と融資の額

- 交付対象事業：集会施設の新築新築に準ずる改築または購入交付額の基準
 - ①補助率は、補助事業費の百分の三十五
 - ②補助事業費の最高限度額イ、四十戸未満 一千万円ロ、四十戸以上百戸未満、千二百万円ハ、百戸以上、千三百万円
 - ③補助対象建築単価は、一平方メートル当り八万円以内
 - ④補助事業費とは
 - イ、建築本工事費
 - ロ、建築本工事の付帯工事費(電気、給排水、衛生、防火などの各設備工事)
 - ハ、購入する場合は購入代金
- 融資の限度額
 - ①融資の限度額イ、集会施設の新築などの場合：総事業費のうち市長が査定した額から補助金、寄付金、および自己資金などの額を差引いた額ロ、集会施設用の土地を購入する場合：購入代金について市長が査定した額から自己資金などを差引いた額
 - ②融資利率：年七パーセント
 - ③貸付期間：十年以内
 - ④返済方法：毎月元金均等償還
- 申込み締切、五十五年五月底申込み先、総務部総務課企画広報係(四月一日から)
- ※三月中のお問い合わせは、企画財政課企画広報係(☎七三三一一番内線二三九)へ。

教育委員会

教育委員会は、学校教育課、社会教育課、体育課の事務局に、公民館、博物館などの教育機関と勤労青少年ホームで構成されています。

事務局では、社会教育課から体育係が独立し、体育課になりました。また、庶務課と学校教育課が統一され学校教育課になり、社会教育課は公民館本館で事務を行います。なお、勤労青少年ホームの所管が教育委員会に移されました。

学校教育課 (三階北側)

- 学校施設、設備の建設計画、整備計画の策定
- 教員住宅に関すること
- 学校施設の学校教育以外の使用に関すること
- 教育委員会の会議について

- 学校の設置および廃止
- 就学事務、就学援助
- 教科用図書の採択、無償給与
- 教職員の人事や研修
- 奨学金の貸付および返還
- 学校給食

議会事務局 (三階南側)

- 市議会に関するすべての事務
- 議事録、議案の整理
- 市議会、常任委員会、特別委員会などの審議、記録

社会教育課 (公民館本館)

- 社会教育施設の設置、管理
- 青年学校の開設
- 文化財の保護
- 青少年問題協議会
- 視聴覚ライブラリー

体育課 (三階西側)

- 社会体育施設の設置、管理
- 体育団体の育成
- 体育、レクリエーションの指導奨励
- 学校体育施設開放

公民館

- 公民館利用団体の育成
- 各種学級、講座、諸集会などの開設および開催
- 図書室の運営
- 自動車文庫、貸出し文庫の実施
- 公民館利用団体の育成
- 各種学級、講座、諸集会などの開設および開催
- 図書室の運営
- 自動車文庫、貸出し文庫の実施

青少年ホーム

- 講座の開設、諸集会、行事の開催
- クラブ活動の奨励
- 施設の使用に関すること

博物館

- 資料の収集、保管、展示および調査研究
- 特別展示会、講演会、講習会、研究会などの開催

理科センター

- 理科教育の専門的、技術的事項の調査および研究
- 理科教育関係職員の研修、理科教材、資料の作成

給食共同調理場

- 学校給食の調理および輸送

水道課は 水道局に 名称変更

水道課は、水道局に名称変更

〈事務係〉

- 水道新設工事の申込み
- 水道の検針、水道料金の徴収
- 工事の入札および契約
- メーターの検査、取替

〈工務係〉

- 水道拡張、改良計画、工事
- 給水工事の施行および取締
- 指定工事業者に関すること
- 浄配水係

〈出納係〉

- 取水および送配水施設、水源地、配水池の維持管理
- 水質検査に関すること

会計課 (二階西側)

- 一般会計および、国民健康保険、簡易水道、診療所、下水道の四特別会計に属す、歳入歳出の出納、保管
- 決算書の調整

選挙管理 委員会事務局

- 公職選挙法に定められた選挙の管理、執行
- 選挙人名簿の調整

監査委員事務局

- 市政の財務、事務事業の監査
- 監査請求の受付

◆お問い合わせは市民生活課 (☎ 7-3111番・内線 220) ◆

四月は異動時期です この届出を忘れず

転入届

十日町市に越してきてから十四日以内に、本人または世帯主が届け出て下さい。

※必要書類……

前の住所地の市町村発行の転出証明書、印鑑、国民年金手帳(加入者のみ)、国民健康保険証(加入者のみ)、印鑑、(加入世帯)

転出届

十日町市外に住所を移すとき届け出て下さい。

※必要書類……

国民年金手帳(加入者のみ)、国民健康保険証(加入者のみ)、印鑑、(加入者のみ)、印鑑、印鑑登録証(登録者のみ)、転出先の住所

転居届

市内で住所を移したときも十四日以内に届け出て下さい。

※必要書類……

国民年金手帳(加入者のみ)、国民健康保険証

婚姻届

成人の証人二名の署名を受けて夫婦で届け出て下さい。届けた日から夫婦として効力を生じます。

※必要書類……

婚姻届出書(夫婦とも本籍地が届出場所と同一市町村の場合は一通、いずれか一方が他市町村の場合は二通、両者とも他市町村に本籍地がある場合は三通)、戸籍抄本(本籍地が市内の場合不用)、印鑑(旧姓のもの)、国民健康保険証(加入者のみ)、国民年金手帳(加入者のみ)

※未成年者の婚姻には、この他、父母の同意が必要です。

国民健康保険 国民年金 資格得喪届

国民健康保険、国民年金などの加入や離脱(社会保険の異動による)の届け出はできるだけ早くして下さい。

※必要書類……

印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)